

区長報告第九号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和三年七月十四日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和三年九月九日

港区長 武井雅昭

記

令和二年十月八日議決を得た工事請負契約（港区高輪地区総合支所等大規模改修工事）の契約金額「二十五億二千二百六十八万五千円」を「二十五億四千二百七十九万三千円」に変更する。